

議会改革運動論
～会津若松市議会の議会改革の取り組み～

講師 福島県会津若松市議会議員

目黒章三郎 氏

平成26年10月21日（火）

午後2時30分 開会

○副議長（颯田栄作） 定刻となりましたので、これより西尾市議会議員研修会を開会します。

私は、本日の司会を担当させていただきます西尾市議会副議長の颯田栄作でございます。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

本日、傍聴者の皆様にも資料等をお配りしておりますが、市民傍聴者の皆さんには資料とあわせてお渡しさせていただきましたアンケートにつきましても、ご協力をいただきますようよろしくお願いをいたします。

なお、携帯電話はマナーモードか電源をお切りください。よろしくお願いをいたします。

それでは、初めに西尾市議会議長の神谷より、開会に当たりごあいさつを申し上げます。

○議長（神谷庄二） 皆さん、こんにちは。西尾市議会議長の神谷でございます。本日は、ご多用なところ、講師の目黒議員におかれましては、遠路はるばる私ども西尾市までお越しいただきまして誠にありがとうございます。本日は、2時間半という短い時間ではございますが、ご鞭撻をいただきますようよろしくお願いをいたします。

また、多くの市民の皆さんや近隣市議会の皆さんにおかれましても、何かとお忙しい時期であるにもかかわらず西尾市議会議員研修会の傍聴に多数ご参加をいただき、大変うれしく思っております。この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、今、地方議会のニュースとして、市民の皆さんの耳に届いているのは決して明るいものではなく、残念なニュースが多いのではないのでしょうか。議会における発言や市から補助されたお金の使い道、議員そのものの資質が問われる事件も相次いでいると言わざるを得ません。しかし、地方分権の波は待たなしで押し寄せてきており、国や県から権限が移譲される中で、それぞれの地域のことは、それぞれ自分たちで話し合っ
て決めていかざるを得ない状況にあるのも事実であり、その話し合いの中心的な役割を担うのは、市民の代表である我々、市議会議員であると考えております。

こうした状況の中で西尾市議会においては、市民の皆さんのために議会は本来どうあるべきか、そのためにはどのような手法や工夫が必要か、議会が改革すべき点はどのようなことが挙げられるのか、日本全国の事例を参考にしながら一歩ずつ30人の議員全員がかかわる形で、真摯に議会改革の議論を続けているところであります。

今後は、その議論をさらに活発に繰り広げまして、平成28年、再来年の9月には「市民の皆さんのために議会はこういう活動をしていきますよ、こういう議会を目指して行動をしていきますよ」ということをお約束するような議会基本条例の制定を目指しているわけでございます。

本日は、その議会基本条例を、今から6年前の平成20年に制定され、その後も条例を制定したことをゴールにするのではなく、市民の皆さんにとって議会がどうあるべきか、常に議会のあり方を見直しながら、議会改革についての議論を続けている福島県の会津若松市議会より、目黒章三郎議員をお招きして講演をしていただくものであります。

まさに会津若松市議会は、西尾市議会として目指していくべき議会の姿であり、議員

の皆さんにはしっかりと今後に生かせるよう、本日の研修を受けていただきたいと思いますし、市民の皆さんにおかれましても今回の研修会を機に、西尾市議会が取り組んでいる議会改革はどういうことなのか、全国ではどういう活動をしているのか、そういったことを感じ取っていただき、今後の西尾市議会の活動にご期待をいただきたいと思いますと考えております。本日の研修会が、我々西尾市議会の議員だけではなく、市民の皆さんにとっても、また西三河各市議会の皆さんにとっても、実り多いものとなれば大変うれしく思います。

本日は、どうぞよろしく願いをいたします。(拍手)

○副議長（颯田栄作） ありがとうございます。

それでは、ここで改めて本日の講師をご紹介させていただきます。

本日の講師は、福島県会津若松市議会の目黒章三郎議員です。目黒議員は、平成7年に会津若松市議会議員として初めて当選され、2期目以降は文教厚生委員長、総務委員長を歴任され、平成23年8月から平成25年8月までの2年間は議長の要職についていらっしゃいました。また、地域活動家として住民とともに歩み、政策実現できる政治家を目指すことを政治指針としておられ、七日町通りまちなみ協議会の副会長や、NPO法人環境保全会議あいつの理事を初め、ライフワークとされているまちおこし運動や環境問題を中心に、幅広くご活躍されています。

こうした活動をされながら、全国からの講演依頼やメディア出演、執筆活動などにも積極的に対応され、ご多用の折にもかかわらず、このたび私ども西尾市議会の議員研修会の講師につきましても、快くお引き受けいただいたところであります。

本日は、「議会改革運動論～会津若松市議会の議会改革の取り組み～」と題して、2時間30分のご講義をしていただくことになっております。

それでは目黒議員、よろしく願いをいたします。

■「議会改革運動論～会津若松市議会の議会改革の取り組み～」

○講師（目黒章三郎） 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました、会津若松市議会から参りました目黒章三郎と申します。いろいろ今、ご紹介をいただきました。今日の題は「議会改革運動論」というようなことで書いてあります。地方自治の学者の先生から、議会改革なり地方自治の話は受講されている議員の皆さんも多いかと思いますが、あえて私がここに運動論と名づけたのは、理論はわかっても、それをどう実現していくのか、そのことには運動論がないとだめだというようなことでございます。

私の紹介の中でも、まちおこしとか環境問題のご紹介をいただきましたけれども、私が議員に初めてなったのが平成7年なんですけど、それ以前から、まちおこしの運動などにも取り組んでおりました。その中の1つが七日町通りというんですが、ここは会津藩23万石の城下町で、こちらの三河と同じ徳川の譜代親藩でございまして、徳川御三家の次ぐらの家の格の城下町なんですけど、そのころから七日町通りというのは栄えていまして、モータリゼーションが盛んになる昭和40年代の後半から50年代ぐらいまでは栄えていたんですが、その通りの周りにバイパスができて、いわゆる地盤沈下して、冬になれば猫と回覧板を回す人しか通らないというような通りになったんですけども、そこ

のまちおこし運動を知り合いの3人で始めたんですけれども、そこが今では空き店舗が約20店舗ぐらい埋まり、さらに猫と回覧板しか通らないという通りが、今では年間二十数万人通るような、そういうまちおこしの成功事例として、そちらはそちらで各商店街やら議会関係、あるいは行政の建設部とか商工関係の視察が来るようになったんですが、そのまちおこし運動を通じて思ったことは、各商店主に初めて、先ほど言った私ども言い出しっぺ3人がこの通りの活性化をしようと思ったときに、通りの商店主の旦那衆のところに直接出向いて一人一人くどいていったんですが、そのときに言われたのは、自分らも座して死を待つようなことをしたわけじゃないんだと。いろんな歌謡ショーをやったり、大売り出しをやったり、そんなことをしながら、どうしたらこの通りを活性化していくか、そんなことを考えながらやってきたんだけど、もう時代の流れだからしょうがないというようなことを言われたわけです。そのときに思ったのは、なるほど商店主というのは一国一城の主ですから、その人たちの首根っこをつかまえて、こっちへ向けて「どうだ一緒にやろう」と言っても、これはなかなかできないことで、やはりきちんと理念を示して、まちづくりの方法論もきちんと示して、具体的な例を示しながらやっていかないと、一緒にやっていくようにはなかなかならないなというふうに思いました。

そのときに思ったのは、よく言われるように2対6対2の原則というのが、いろいろなところで言われます。これは、例えば微生物の世界でも人間にとって2割の善玉菌、2割の悪玉菌、要するに腐敗菌、真ん中の中間のところを微生物の世界では日和見菌と言うらしいんですけれども、つまりどちらでもつくというような、これは微生物の世界なんですけど、そのまちおこし運動でも2割の熱を持った先進的な人たちと、あと2割の無関心、あるいは下手をすれば足を引っ張る、そして真ん中がほぼ中間層だなというふうに思ったわけです。では、その運動がうまくいくには、どちらの2割にその中間層の人たちがつくのかによって運動というのは進むか、停滞するか決まるというふうに思ったわけです。これは、やはり議会改革についても同じでございまして、うちの議会もちょうど30人の定数でこちらと一緒になんですけれども、その中で、後から考えれば、これは議会事務局も含めてなんですけれども、やはり2割の熱を持って一緒にいこうという議員が中間層のどちらにもつかないような、そういう議員を一人一人切り崩して行って進めていくしかないなと、そんなことがまちおこし運動の中から私自身がつかんだことです。

無関心、あるいは下手すれば足を引っ張り回すような2割の人たちもどうしたらいいか。この人たちの決めぜりふは、「俺は聞いてない」というものです。そうやって停滞、あるいは足の引っ張りをするわけです。ですから、この人たちには情報だけはきちんと平らに流すと。そこで、「俺は聞いてない」と言われても、「いや、いついつにこういう情報を流しましたよ」と、「見てないだけです」と、そういう方向に持っていくということなんですけど、議会改革を進めていくのもそういうことかなというふうに思います。幸い会津若松市は最初の2割のところ、今は5割近くにふえているのではないかなというふうに思います。残りの2割も、ちょっとずつ成果があらわれ始めていますので、やはり議会改革というのは重要なんだなというふうに思ってきているのではないかなと思っております。

では、これから具体的な話にいきたいというふうに思います。

実は、この「議会改革運動論」の前は、「当たり前のことをしたら改革のトップランナーになっていた」というような、そういう演題だったんですが、いつの間にかこういうふうになったんですけれども、今、議会改革度ランキングというものを2つの機関が公開しています。1つは、早稲田大学のマニフェスト研究所。会長が、前の三重県知事だった北川正恭先生ですが、こちらは都道府県も含めて全国1,780ぐらいの議会を対象に議会改革度ランキングをやっております。会津若松市は一番直近で5位、その前が3位。トップはいつも三重県議会とか、あの辺だったんですけれども、それから日本経済新聞。これは日経グローバルという、地方議会の月刊誌などを月2回出していますが、こちらの日経の調査による議会改革度ランキング。これは、全国の市区町村なので八百数十なんですけど、これの直近の調査で会津若松市は全国2位、その前は11位だったと思います。その年によって順位の変動はあるんですけれども、それぞれの調査機関の日経にしる早稲田のマニ研にしる、係員に聞いてみたら、そんなに変わったことはやっていないんだけど、何で順位が違うのかといたら、年によって切り口が違うとか配点が違ったりするらしいんですが、ところで西尾市さんは何位なんですか。あるいは、周辺の市の方は何位なんですか。すみません、50位以内に入っている市はありますか、ありませんか。別に自慢めいて言っているわけではないんですけれども、実はどちらの調査機関にも順位の変動のことをちょっと聞いたんですけれども、どちらの調査機関の人も私に言っていました。「目黒さん、上位50位以内ぐらいであればそんなに気にすることないです」と。それは今、言った採点の切り口とか質問要件とか、それでちょっと違ったりするので。「問題は、半分以下の議会なんだ」という話でした。つまり、何にもしない、起きない、そういう議会が問題なんだと言っていました。だから、そういう議会に警鐘を鳴らすようにやっているような調査なので、とりわけ50位以内ぐらいであれば、そのままやってくださいという話でした。

それで、もう一回聞きます。何位でしょうか。わかりませんか。もし、半分以下であれば頑張ってもらいたいというふうに思います。事実、私がちょっとかかわったといたしますか、私と非常に懇意な議員がいて、その人が先ほど言った運動論で、その議会を中心にやってもらって変わった議会があります。1つは、東京の東村山市。ここは最初、平成21年、うちは20年に議会基本条例をやりましたけれども、21年に会津若松市に視察に来たときは議運で来たんですけれども、私、そのとき対応しました。この議会はひどいなと思いました。それは話していてわかるんです。会派間の対立がひどくて、みんなそっち向いているんです。とりわけ、議員同士ですからいいですよ、仲の悪い会派と言われている共産党系と公明党の議員などは、とりわけそっぽを向いていますからね、そういう状況でした。こういう議会は、議会改革は進まないなと思いました。でも、その東村山市が600位だったのが、今年は何と30位台まで上がりました。その中に私と懇意な議員がいて、私は後から感謝されました。

それから、県庁所在地では那覇市議会。那覇市議会も、例えば議案の説明会。定例会の前に議案の説明会がありますが、会津若松市はまさに公平で、会派関係なく一堂に会して1週間前に議案の説明会があるんですけれども、那覇市議会は与党会派と言われるところにしか市長側は説明しないといえますか、それでよしとしてきたみたいですよ。幾

ら、それ以外の会派から文句言われても関係ないという、そういうような雰囲気的那覇市議会も随分変わりました。そこは、まだ50位台までに手は届きませんが70位台まで上がりました。そこの副議長さんと私は懇意なんです、そこの副議長は今、公明党さんなんです非常に熱心です。全体で変わろうという、そういう大きな意識になってきました。そういう中核市であり、さらに県庁所在地的那覇市のようなところが変われば、会津若松市に年間100団体以上、議会改革の視察に見えますが、当初は真面目に取り組もうということで視察に来るところと、うちはできないという理由を探しにわざわざ視察に来るところと、いろいろありましたけれども、最近はできない理由を探しに来るような議会はなくて、議会改革の途中で、例えば議員間討議まで進んだけれども、議員間討議がうまく成り立たないので、どうやったら議員間討議がうまくいくのかという、そういう次の段階ですね、議会基本条例をつくった次の段階にきて、また壁に当たったということで来るような議会も随分ふえてきました。

そういうことで、那覇市議会とは行ったり来たりの関係になりましたし、あとうちの議会と今、切磋琢磨している議会は長野県の飯田市議会です。あそこは議運がまさに2年に一遍、行ったり来たりしながら、お互いの議会改革を磨き合っているといいますか、そういう仲になっております。今日も、そういう一つの機会になればいいなというふうに思います。

それで今日、新しい社会「公民」という教科書を持ってきました。これは、その中身です。これは中学生が使っている教科書です。ここの西三河の各教科書は、どういう選択をしているかわかりませんが、会津若松市は東京書籍でやっています。我々のころは政治経済という教科書だったんですが、今は公民と言うみたいです。我々のころと違って判が大きくなっていますし、さらに全ページカラー刷りで図も写真もすごく多くなっています。この中で、国会の成り立ち、仕組みの話から、次の章が地方自治の話になっております。この公民の教科書に地方の政治、自治に関する内容が記載されておまして、このページの中を開くと、この写真は大阪府議会らしいんですが、ここに首長と地方議員という2種類の代表を選ぶこと、地方議会はこうなっていますよと書いてあります。それを二元代表制と言っています。二元代表制というのは、会津若松市にも二度、三度おいでになっていただいています、北海道大学の名誉教授の神原 勝先生という地方自治の権威ですが、東大の大森先生と双璧と言われている、その神原先生が最初に言い出した、1970年代の後半から言い出したそうです。そのころでもまだ一般的ではなくて、我々は、国会は議員内閣制、地方は大統領制というような言われ方をしていましたけれども、大統領制といいますと首長だけという格好ですので、二元代表制というふうな言い方に今はなっています。事実、私も議長時代、毎年、5月下旬に日比谷公会堂で全国議長会の総会があるんですが、そこには大体総理大臣、あるいは衆議院の議長、あと総務大臣が来賓でみえます。私のときも安倍首相ご本人がいらっしゃいましたが、その来賓あいさつの中で「二元代表制の一翼を担う議会の議長の皆さん」というような格好でのあいさつを全員言いましたから、二元代表制というのは、まさにどこでも使われるようになってきたのかなというふうに思います。

では、二元代表制というのはどういう制度か。ここに書いてあります。議会も首長も、互いに抑制しあい均衡を保つ関係、要するに議会の役割はチェック・アンド・バランス

だと、当たり前のことではないかというふうに思われている人も多いと思います。では、これを一歩進んで、この本文の下の二代表制とはどのような仕組みか…は、国会と比べてみましょう、説明してみましょうというふうに書いてあります。皆さん、説明できるでしょうか。つまり、何が言いたいかといいますと、地方議会は首長と地方議員を住民が直接選んでいるわけですね。国会は違いますよね。まず議員を選んで、党派ごとに会派をつくって、それで総理大臣を選んで、総理大臣が大臣を任命して、今は自公連立ですが、そうやってつくっていますよね。ですから、国会の与党の「与」はくみするという意味ですから、野党の「野」は在野ですから、だから与党、野党と言うんですが、それが国会の議員内閣制です。地方は二代表制です。議員も首長も、直接選挙で選ばれています。繰り返します。互いに抑制しあい均衡を保つ関係です。ですから、地方議会には与党、野党という概念はありません。それを平気で使っているところが多いです。福島県の県議会もそうです。甚だしいのは、この間の参議院選挙の前の東京都議会選挙での報道、テレビなどで参議院選挙の前哨戦、参議院選挙を占う選挙として東京都議会選挙をテレビでやっていたのは、与党何議席、野党何議席とやっていましたが、東京都議会は国会ですか。あそこも地方議会ですよ。私から言わせれば東京都議会議員の認識も間違っているし、マスコミの認識も間違っているということです。制度として与党、野党という、そういう制度ではありません。だから二代表制なんです。一元が首長、一元が議会です。議員ではないですよ、議会という固まりですよ。

それで、ここにもコラムがあります。このコラムには、日本の議会で初めて議会基本条例をつくった栗山町議会の議会制度の記事が載っております。この中には、ネットでの中継というようなことで開かれた議会のこととか、あるいはこの写真にあるように議会と町民の、ここは町政報告会と言っております。会津若松市は市民との意見交換会と言ってありますが、そういう内容。そして町長への反問権、あと議員間の自由討議、こういうことが書いてあります。要するに、わざわざコラムで取り上げているのは、進んだ議会ではこんな取り組みをしていますよという、そういう中学生に対する紹介です。

さて、議員の皆さんにお尋ねします。繰り返しますけれども、これは中学生が今習っている内容です。我々議員たるもの、自分のところの中学校に行って、社会科の先生にかわってこういう授業ができるでしょうかといいますか、議員であればできなければいけませんよね。さらに言えば、進んだ議会の栗山町はこんなことを書いてあるけれども、うちの議会もこうなんだというようなことを、やはり自分の子ども、あるいは孫の世代の中学生に胸を張って言えるような議会でなければならない。教科書どおりと言いますけれども、そう思わないでしょうか。偉そうに言ってますけれども、この公民の教科書も栗山町の議会事務局長でありました中尾さんを一昨年、会津若松市に別件で呼んだんですが、そのときに「目黒さん、今の中学生はどんな教科書で地方自治のこと習っているか知ってますか」と言われて、私、全然知らないという話だったんですが、そのときにこの教科書と、あと何とか研究社というところの2冊を紹介してもらいましたが、ぜひこの西三河地方の中学生が、どこの出版社の教科書でもいいです。恐らく、文部省検定は通っているでしょうから、同じような内容で書いてあると思いますので、ぜひ買い求めて、もう一回おさらいをしてもらいたいと思います。1冊、この東京書籍は消費税込みで七百数十円でしたので、ぜひお買い求めいただきたいというふうに思います。

そして、今のページを三、四ページめくりますと、地域住民を起点とした政策形成というページがありまして、これは私びっくりしました。会津若松市が、先ほど言いました議会改革度ランキングでも上位にいつもあるのは、議会の政策形成ということなんですよ、このことが評価されているんです。市民から意見をちょうだいして、議会みずから政策づくりをしているということの、その仕組みに評価を受けているんです。一番大きいのは、教科書にありましたけれども、それは住民の中の問題を発見し、それを分析し、政策の立案をして決定して提案するという、この政策形成サイクルが評価されているんですが、実はこの教科書の中に「私たちの政治参加」ということで、中学生が、これは愛媛県の松山市の事例なんですけど、地域の住民のところに行って、この地域にはどんな問題点があるのかをインタビューしています。その問題は何かということ、ここに問題発見として1、2と書いてあるんですが、それを自分たちで調べて、ここでは少子高齢化の問題とか、そんなことが教科書には書いてあるんですが、問題把握、つまり問題発見の場、それから問題を分析し、意見の決定を市の方に提案するという流れになっておりまして、これはまさに会津若松市のやり方と同じで、このようにして市民が政治に参加すると、自分たちの地域の問題を解決するために行政にこうやって働きかけて政治に参加するんですよと、そういうこともこの教科書には書いてあるというようなことでございます。

だから議員たるもの、例えばこの住民との話し合いの中で問題発見をして、自分たちの中で分析して提言するという、だから議員間討議が必要なんです。先に言うておきますと、議員間の自由討議が必要なんです。単に、議会で当局から提案を受けたことを審議するだけが議会の役割ではありません。それも確かに大事な役割ではありますが、もっと議会が積極的にこういうことをしないと、議員は、議会は要らないと言われてしまっているのではないのでしょうか。

先ほど私、テレビタックルに出たという話も紹介を受けました。今年の8月4日放送ですので、今でもネットでユーチューブ「テレビタックル」で検索すると出てきますから、8月4日のものを見てもらうと今でも全部見れますが、そのときにビートたけしさんが、議会の不祥事が続いたわけですが、最初そういうものが流れます。東京都のセクハラやじ問題、あるいは兵庫県の政務活動費の号泣問題、そういうものが流れて、その後で阿川佐和子さんがたけしさんに振るわけですけども、そのときにたけしさんの発言が「こういうのが普通の議員なんだから、首長と役人さえ要れば回るんじゃないの」という、そういう発言をしました。大方の人は、そういう認識なんですよ。西尾市さんは違うかもしれません。西三河地方は違うかもしれません。会津若松市もそうでした。ですから、一番最初のころの市民との意見交換会で二百数十の意見が出たんですけども、そのときの3分の1近くが議員の報酬及び定数が多いという意見でした。つまり議員の報酬、定数が多いというのは、今ほど紹介したビートたけしさんの発言と同じで、別に議会なんか要らないんじゃないの、そういう裏返しですよ。それは、当局の言ってきたことを単に黙認、あるいは追認するだけの議会であれば人数は要らないし、そんな人たちに多くの報酬を払う必要もないでしょう。

それで、それはたまたまカットされずに放映されましたけれども、私は後で反論しました。「たけしさん、そういうことを言いますけれども、しかし我々も議員になって市

民からさまざま相談事を受けますが、どういう相談を受けるかという、市民からは、幾ら当局に言ってもらちが明かない、物事が進まない。だから議員になった目黒さん、何とかしてくれみたいな、そういう相談事も随分受けているんですよ。議会は、そういう市民の声を聞きながら」、後でも言いますけれども「当局が広げた大風呂敷に穴が空いていないか、しわがよっていないか、あるいはデザインはそれでいいのか、そんなことをきちんとたずねることを、単に当局提案をただすばかりでなくて、市民のそういったことを政策で実現する大切な役割があるんですよ」というようなことも、私はきちんと反論をしておきましたが、それに対して、たけしさんからは一言もありませんでしたけれども、こういったことが教科書に載っていますので、我々は、もっと能動的に市民の中に入っていかなければならないのではないかとこのように思っております。

それで、そもそも論なんですけれども、なぜ議会改革かということなんですが、今、言った議会の不信、無用論からの脱却で議会の価値を深める。あと、大きくは地方分権の流れがあるということでもあります。地域のことは地域で決める、みずから立つと、みずから律するという両方のことがあると思います。とりわけ、この自立ということにおいては財政の問題が私は大きいと思います。あれもこれもで、本当にこの西尾市さんなどは財政力指数が1以上のときがあって、不交付団体のころもあったようなんですが、今でも、それでも自主財源は六十数パーセントあるということですね。会津若松市も、私が初めて議員になったのは平成7年ですが、そのころ自主財源は5割近くありましたけれども、今は4割かつかつぐらいに下がってきているというようなことです。あるいは、市民の方はすみません、ちょっと専門用語が出ますが、財政調整基金という市の貯金に当たるところなんです。会津若松市の財政規模で言えば27億円か28億円なければいけない市の貯金が、平成15年には何と10万円を切ってしまうような、そういう財政非常事態宣言を発するような、そういう自治体こそあれもこれもではなくて、まさにあれかこれかの選択と集中の時代になっていますので、まさに自立意識というのは余計に今は高まっているということなんです。

あと、そういう会津若松市の財政状況だったので、市民との意見交換会で議員の報酬、定数の次に多かったのが会津若松市は第二の夕張市にならないのか。合併して、合併特例債で箱物をばんばんつくるなど、そういう意見も随分多かったです。それで、議会みずからが会津若松市の財政分析をしましょうと、当局の出してくる資料は本当に合っているのかどうか、それをきちんと検証しましょうということで、関西学院大学の小西先生という方を何度か呼びして財政分析をみずから勉強しました。そのときに、やはり夕張ショックの話が出ました。これは、議会とも絡みがあります。夕張ショックといいますが、潰れるはずのない自治体が潰れてしまったということで夕張ショックと言われますが、今ほど言った関西学院の小西先生が、夕張市の財政をさかのぼって調べたらしいんですが、五、六年でばからしくてやめてしまったそうです。あそこは、粉飾決算をしていたということです。その粉飾決算を五、六年追求してやめてしまったらしいんですが、恐らく10年以上やっていたことだろうと。そのときに言われたのは、「議会は何をしていたんでしょうね」という話です。毎年、決算委員会があるわけですが、夕張市の手口は、3月に納税閉鎖します。4月、5月の納税閉鎖期間に赤字を市中銀行から借りて

穴埋めして、それで一応口を拭っていたというようなことで、それが10年以上も続いていたということで、でも小西先生いわく「そんなもの議員が決算カードを見ればわかるでしょう」と。誰ひとりとして言う人がいなかったんですかね。だから、我々にとっての夕張ショックというのは議決責任ということに対して、もっと言いますと平成17、18年ぐらいからどうも夕張市がおかしいということで、財政健全化法という法律ができて19年に施行されて、夕張市は財政再建団体に指定を受けました。そのときに夕張市民は、もちろん怒って、夕張市は御存じのとおり炭鉱閉山の後に市が主導して大規模な遊園地をつくって、それがうまくいかなくて足を引っ張るといふ、そういう状況で赤字が膨らんでいったわけなんです、夕張市民は、それを主導した市長に対して訴訟を起こそうと、要するに賠償責任の訴訟を起こそうと。しかし、首長は予算の提案権、あるいは執行権があっても議決がなかったら執行できないわけですから、それを議決した議会にも責任があるだろうということで、さかのぼって議席を持った議員も同じように賠償請求をしようという動きがあったそうです。ところが、法律の専門家と相談したら、当然、政治的な道義的な責任はあるけれども、賠償請求ということで具体的な金銭まで求めることは、なかなか難しいのではないかとということで、訴訟は沙汰やみになったらしいんですけれども、ですから本当に我々にとっての夕張ショックというのは、この議決責任の重さということにもう一回、思いをはせなければならぬのではないかなというふうに思います。

あと、地方分権というのは、中央の権限が首長にくるのではなくて、四文字熟語で言いますと、地方分権イコール住民自治の実現というところにいかなければならないだろうというふうに思います。その住民自治については、これからお話ししたいと思います。

二元代表制の一翼ということで、今ほど言いました議決権を有する機関という重要性の認識、議決責任、これも先ほど言いました。例えて言えば、当局の広げた風呂敷、執行部提案にしわが寄っていないか、穴があいていないか、さらにデザインは適正かチェックするような、そういった議決責任の重さなんだろうと。そのためには、多様な市民意見を背景に政策提案できるような議会にならなければならないというふうに思います。

議会の特徴といいますか、そういうことを首長と比較して申し上げます。これは相対的経営資源ということで、質と量というふうに分けてあります。これはメーカーの、いわばマーケティング理論を図にしたものであります。例えば、こちらでも縁のあるトヨタ自動車、それが自動車メーカーでは量も大きい、質も高い、いわばリーディングカンパニーということであります。そのトヨタ自動車にどう対抗していくのかということが、1つのマーケティング理論なんです、それを市長、いわば首長と議会に当てはめた場合、市長は情報の量とか職員も持っていますから、量も質も高いだろうということで、ここに位置しております。従来議会は量も小さい、質も低いということでフォロワー、議会が監視機能を十分発揮しなくて、単なる黙認・追認機関になり下がっていたのではないのかなというところなんです。申しわけないですけども、先ほどの一時期の夕張市のように。

では、それにどう対抗していくのかということで、まず、こう言うは何ですけども量は多いですね、議員の数は。首長は1人です、独任制。こちら30人います。質は低いかもしれない、少し低く見て。では、きちんとチャレンジャーの役割を果たして

いきましょう。先ほども言いましたけれども、当局の広げた風呂敷にしわがよっていたり、穴があいていたりしていませんか。だからこそ、我々に市民相談があるわけでしょう。そういうことは皆さん、経験あると思います。それは当局提案が、あるいは当局のやっている行政施策が万全ではないということです。私の知り合いの市長で、会津若松市の市長ではないんですけれども、白河市の市長なんです、その人は元県職員上がりで今は白河市の市長なんです、私も白河市議会に呼ばれて講演に行きました。鈴木市長とおっしゃるんですけれども、以前、会津若松市にも行ったことがあるので、そのときから面識があって、久々だからということで講演の前に市長室に呼ばれて歓談をしました。そのときに白河の鈴木市長が言っていました。「議会が束になってかかってこられたら、かなわない」と。つまり、いずれ市長部局に戻るかもしれない議会事務局の人もいるので言うのも何ですが、やはり人間誰しも自己防衛といいますか、保身といいますか、そういうものがあります。そうすると、市長部局にたくさん人がいても、その市の職員のフィルターを通すと、ちょっと現場とはニュアンスが違うなということもあるわけですよ。全部が全部とは言いませんけれども。しかし、それに対して議員はどうですか。ここの中に30人いるわけですから、直接市民から聞こえてくるのではないですか。フィルターは通っていません。その意見を合わせたら、かなわないというのが先ほどの白河市長の言い方です。それがきちんと監視、あるいは対案という格好にすれば、これが議会ではないですか。だから、議員間討議が必要なんです。

次に、政策ということでニッチャー。先ほど言いました、穴があいているかもしれません。こういう穴をきちんとニッチ、すき間ですが、そういう政策にまでのせてできれば、なおいいのではないのでしょうか。ですから、マーケティング理論で言ったように、市長に対抗してあれもこれもと、それはやらなくてもいいと思います。議会みずからができることを、きちんと自分たちの方で監視だけでなく政策まで高め上げていくという、こういう機能を議会は持っているということで、そのことを多くの議会は発揮してこなかったということです。

繰り返しますが、そういう気分ですら議会改革度ランキングの半分以下の議会は気づいているのか気づいていないのか、気づいていても知らんぷりをしているというか、眠ったままでいるから、そこが問題なんだということを議会改革度ランキングをやっているマニフェスト研究会とか、日経グローバルあたりの記者の人たちは言っているということでもあります。こういう機能を議会が発揮すれば、報酬、定数を下げるとばかり言われたいと思います。少しは市民の役に立つ議会になったんだなというふうに思われると思います。会津若松市は議会基本条例ができて6年目ですけれども、やっと少しずつ市民の皆さんの理解が得られるように、最近ちょっとずつですけれども実感し出しました。これは、たまたま私が間に立っていますが、市民との意見交換会の様子です。住民自治と先ほど言いましたけれども、市民と直接対話する意見交換会。私どもが意見交換会と言っているのは、単なる報告会と言っていないのは、政策形成で政策をつくるための問題発見の場を意見交換会というふうに位置づけてます。一方的な市政の報告を市民に対して言う、そういう会ではないということで、栗山町は相変わらず報告会と言っていますが、うちの場合は意見交換会というふうに言っております。ここでは、まさに住民の意思の拾い上げで、議会は広報だけではなくて広聴ですね、広く聞く広聴活動を通して

住民意志を反映するという事です。これは男だけなんですけれども、これはある地区の区長さん、要するに町内会長さんが多く出席しております。

実は、会津若松市と昭和30年に合併した湊地区というところで、猪苗代湖と隣接をしているところです。猪苗代湖という湖、あれだけの水がめがありながら、この地区の10戸以下の集落はいまだに井戸水、沢水の生活です。昭和30年に会津若松市と合併したときに、そういうところを全部消して、全部上水道を引いてくれという約束で合併しましたが、ずっと約束は守られぬままきました。当局のやっていることは、水源地調査に1,400万円やるので、それで自分たちで調査して配管もしてくれというような政策でしたけれども、なかなか水源が見つからなかったりどうのこうので、意見交換会をやるたびにその問題が出ました。議会は1班6人おりますので、議会が、それならば市当局に幾ら言っても通じなかったことが、議会が来るようになったんだから、では議会から一生懸命プッシュしてくれというような話になりました。我々も平成20年から毎回、当局にプッシュしましたが、結局、らちが明かないまま3年、4年、5年と過ぎて、あるとき「議会は、うちの地区に来ることない」と怒られました。当局に幾ら言っても解決しないから、議会が来たから何とかしてくれるかと思ったら、議会に頼んでも何も解決しないなら、そんなの意味がない、来ることないと言われて、ちょうど私の議長時代だったんですけれども大変困りました。その後、この中の区長会の会長さんのところに直に、この班の担当の議員と、議長も一緒についてきてほしいと言われて私も行って話してきて、その後、右から左にうまくいかないのはわかりますが、我々も努力しますからということで、後から委員会を、任意の委員会ですけれども立ち上げることにしたんですが、そのてん末は、また後から1つの成果として申し上げますが、ここではまさにそういう真剣な話し合いがされているということです。ここは水問題ばかりではなくて、ほかにも屯所の改築とか道路の問題とか、循環バスのこととか、ここは会津若松市内でも過疎化が進んでいるところなので、そういうことをいろいろ話し合われております。

何度も言いました議員間の自由討議、これは議案に対する賛成、反対、修正、附帯意見や決議など議会としての意思を示すために必要と。従来であれば賛成か反対だけだったんですけれども、議員間討議をやってから初めて修正とか附帯意見、こういうものが会津若松市ではつくようになりました。

それから、請願・陳情者の意見陳述ということで、請願・陳情も住民の政策提言として受けとめ、さらに政治への住民参加の機会を確保して、開かれた議会の一手段とするということでもあります。再来年までに、この西尾市さんでも議会基本条例をつくるということでした。これに対して私の方から、1つご提言といいますか、受け売りですけれども言っておきます。先ほど言いました栗山町の議会事務局長だった中尾さん、今の東京財団というシンクタンクの研究員をされておりますが、その中尾さんが栗山町を定年退職して東京財団の研究員になって1年もたたないうちに、にせ議会基本条例を切るというショッキングなフォーラムを開きました。そのころ、ちょうど議会基本条例が60か70制定されたころです。今は600近くになっているということなんです、そのときに中尾さんいわく、にせものの議会基本条例と、本物の議会基本条例を何で分けるか。本物の議会基本条例は3要件なければいけないというのが、この市民と議会が直接対話す

る機会を設ける、いわゆる議会としてのタウンミーティングをするというのが第1条件。第2条件が、議員同士の自由討議、これも義務規定としてある、これが第2要件。第3要件が、請願・陳情者を議会にお呼びして意見陳述の場を与える、この3つがそろっていない議会基本条例はにせものだというようなことを言われました。

会津若松市は、これが義務規定ではありませんでした。義務のようにやっていたけれども、年2回やっていますが、義務規定ではありませんでした。2年後、改定して義務規定にしました。これは入っていました。3番目の請願・陳情者の意見陳述、これも入っていませんでした。これも改正して、今は入っています。請願・陳情の意見陳述に関して栗山町と違うのは、栗山町は義務規定です。ただし、うちは原則規定にしました。なぜかと言えば、1つは、請願・陳情者を、委員会付託になりますから委員会でお呼びするんですが、そのときにうちは参考人という形でお呼びをいたします。参考人としてお呼びするのは、自治法上、これはあくまで議会の意思だということが1つの根拠です。

あともう1つ、実際問題として市民の中に行政クレーマー、議会クレーマーみたいな人がいまして、議会のたびに3つも4つも、いかなものかなというような陳情を上げてくる、そういう期間が約1年半ぐらいありました。そういうクレーマー的な人ですね。これを義務規定にしますと、その人を必ず呼ばなければなりませんし、さらに参考人として呼ぶわけですから、2,000円前後ですけれども日当も払わなければならない。だから、それは現実的ではないなということで、うちは原則規定にしました。私は、それで正解だというふうに思っています。

いずれにしろ、直接のタウンミーティングを議会がするということと、議員の自由討議すること、あと請願・陳情者の意見陳述の機会を確保するという、この3つを、ぜひ西尾市さんが議会基本条例をつくる場合は入れていただければなというふうに思います。

先ほども言いましたけれども、これだけで今、会津若松市に視察に来るところもあります。どうやったら議員間討議が成立するんですかという、それは次の段階でまたいろいろ考えればいいというふうに思います。

それから、先ほど議員の報酬、定数の話をしました。これは、うちも議会制度検討委員会というものをつくりまして、そこには市民委員が2人入ってもらっています。さらに学識経験者で、うちは福島大学の行政政策学類というのがありますので、そこから先生をお呼びして任意の委員会なんですが、当初から必ず市民委員を入れるようにしております。なぜかと言いますと、こちらは別なんですけれども、うちの議会の議員は、どうしてもメンツとか体面とか、そういうものがありまして、一旦言い出してこんがらかると引くに引かないといいますか、そういうことがあったんです。それで、市民委員を入れることによって、そういったものが市民委員の一言「市民の立場から言わせていただくと、今のこの対立は全くくだらないんですけれども」というような一言で、さっと氷解するといいますか、もつれた糸がすっとほぐれるといいますか、そういうことが二度、三度あったようで、そういったことで市民も入れているし、あと学識経験者を入れるということは、大所高所から意見をちょうだいする、ほかの事例などもありますので、そういった意味で会議の生産性を高めるということにおいては非常に効能があったのかなというふうに思います。

ですから、うちは平成19年が改選の年でした。いわゆる、統一地方選の年です。4月に改選になって、それから議会制度検討委員会が6月に立ち上がったんですが、翌年、平成20年6月の定例会で、ちょうど丸1年で議会基本条例と議員倫理条例を制定することができましたので、そのぐらいのスピード感を持っていきました。それは議員だけではなくて、市民委員と学識経験者を入れたことが大きかったのかなというふうに思います。そのことはまた後で触れたいと思いますが、報酬、定数の前に議員の仕事とは一体何なのという、これもマトリックスです。これをつくったのが、この当時、地方自治総合研究所の田口一博さんという人がつくりました。この人は、会津若松市とも友好都市であります神奈川県横須賀市の元職員だった人です。今は、新潟県立短大の准教授になっております。まさに地方自治の生き字引で、何を質問してもぱっと答えが出ると。知り合いの横須賀の市議会議員の人に聞くと、全く市の職員のころから政策オタクといえますか、自治法オタクの人だったようですが、とにかく詳しい人です。この人が議員の仕事というものをつくったものに、ちょっと手を加えたものです。横軸が公務性が強いかわ弱いかわ、こっちが公的支援が高いか低いかわ、それをマトリックスの中でつくりました。公務性、公的支援両方高いのが領域Aと、その回りの黒丸が領域Bなんですけれども、誰しもが認めるのが領域Aで、これは本会議とか委員会、あるいは議会でやる議員派遣の視察、そういったものが領域A、これは誰も文句のつけようがない。同じ福島県内の矢祭町の議員の日当性というものは、領域Aしか認めていないということです。実は、この辺のくだりもテレビタックルで私は反論していますので、どうぞごらんください。

領域Bが、協議または調整の場ということで、今は自治法の改正で代表者会議は調整の場ですね、そういったものもこの領域Bで認められるようになりました。あと、会津若松市は議会基本条例をつくっていますので、議会基本条例の中で、後から説明しますが政策討論会、これは全体会もありますし、各分科会もありますし、それもきちんと議会基本条例の中で位置づけていますから、それもこの領域Bの中にきちんと条例の根拠を持ったものになっているということです。

さて皆さん、今日は市民の方もいらっしゃいますが、よく言われるのは市議会議員、あるいは県議会議員でもいいんですが、年間100日も働かないのに、これの報酬が高すぎるのではないかとされています。しかし、私は会津若松市内でコンビニも経営しておりますが、コンビニは24時間365日なんです、実は議員もそういうものなんです。本会議とか、これだけで議員活動などは成り立ちませんから、本会議とか委員会に臨むに当たって議案の精読、あるいは請願の紹介といったものは当然あります。あと、自分が一般質問をするときに、当然、政務調査とか他市の先進事例の調査とか、そういうこともやっておりますし、視察もしております。そして、この縦軸と横軸の間に要望・相談というものもあります。会津若松青年会議所というものがあります。こちらにも青年会議所、JCがあると思いますが、会津若松の青年会議所が平成19年だったと思いますけれども市民アンケートをとりまして、「議会、あるいは議員に対して何を望みますか」という質問項目があったんですが、その中で一番多かったのが「市民の話をもっと聞いてほしい」それが一番でした。もっともっと聞いてほしい、それは議員だから聞いてほしいということでしょう。肩書なかったら、別に言わないでしょう。それが自分たちの、先ほど言った穴があいているとか、しわがよっているとか、そういうことを正し

てほしいから市民の中の問題を伝えて、それを問題解決のために働いてもらいたいというこのために、市民の話をもっと聞いてほしいという答えになっているのではないですか。そうすると、それも公務ではないんですか。ですから、その中には自分の息子を市役所に入れてほしい、あるいはうちの親戚を市営住宅に入れてほしい。これはすみません、要望・相談には入りません。そういうものをやすやすと請け負ったら、これは昨日の大臣のようにやめざるを得なくなりますので、これはありません。それは、いわゆる働きかけというものですから、これは領域Xです。あと冠婚葬祭、これも認められません。

ですから、議員の仕事というのは、まさに議会があるから、委員会があるからだけではなくて、それを支える、まさに我々は領域Cと言っていますが、この領域があって議員活動というものが成り立っています。私がよく言うのは、学校の先生と同じで、単に知識の切り売りしている学校の先生は授業だけ出ていけばいいんだから、そんなに努力も何もしなくていいんだけれども、でも一生懸命にいい生徒を育てようと。学校の先生というのは、教科4割、生活指導6割と言いますから、それが実態らしいです。そういうことを考えれば、学校の先生はやるのがいっぱいあるわけですよ。議員も同じです。本会議と委員会さえ出ていけばいいという議員は、それはきちんと市民の人が見ていてくださいねという話で、まさにこっちの部分が多いのではないかなというふうに思います。

それを会津若松市議会は、例えば領域Cの中では、市の道路が通ったのでそのテープカットだとか、あと何とか会館ができたのでその催しとか、あと敬老会の来賓で出るとか、そういったものも一応公務ということですから1時間というふうに数えました。そういうものも数えたら、当時の議会制度検討委員会の8人の委員の平均をとったら1,354時間になったと。当然、これは委員会などを全部含めてですが、領域A・B・Cを足したものを8時間で割ったら、1日の労働時間169日になったということでもあります。今、さらにこれをもう一回精査をしております。うちの報酬に関しては、市長の日数が幾らかという二百何十日だったんですね。そうすると、ちょうど換算が約7割だということで、市長の報酬の7割を上限とするということです。ただ、市長の責任の重さとか、それとは違うので、あくまで上限でそれ以内ですよということでした。そうしたら、上限が770万円ぐらいになったんですね。当時、会津若松市議会の報酬が年間740万円ぐらいだったので、その上限の中におさまっているということで市民には報告しました。でも、市民からは不評紛々で、そんなものは最初から答えありきで、その金額を設定したんだろうと随分言われましたが、ただ我々とすればきちんと根拠を示したということです。これは日本全国の議会の中で初めての試みで、ある視察に来た議会からは「会津若松市議会はパンドラの箱を開けましたね」と言われましたけれども、でも根拠としてはこうだということです。

だから、よく使われる類団との比較ということではなくて、あくまで同じ構成職である自分のところの市長と比べたということでもあります。さらに、うちは議員報酬を減らされて、今は賞与含めて700万円を切りました。

それから、議長選挙のことを申し上げます。こちらは議長1年制らしいんですが、私の率直な感想を申し上げます。やめた方がいいと思います。議長1年制は、東よりも西

日本が多いですよ。議長1年制というのは、要するに市民から見ると軽い存在なんです。単に回しているだけだという、そういう存在にしか見えませんよ。本当は、議長任期は4年なんです。これは、我々の任期が4年だから。でも、会津若松市は慣例で一応2年にしています。ただ、再任は妨げないということなんです。実は私、議長の時3人会派でした。私は、3人会派で議長になったんです。でも、その次、最大会派から巻き返しがあって後半は議長選挙に破れましたけれども、でもまああの勝負はしていますが、だからといって私に入れなかった人と仲たがいでいるとか、仲が悪いということは一切ありません。

議長選挙は、これは開かれた議会の第一歩ということで、うちは基本的に議長、副議長、各委員会の委員長、副委員長も所信を明らかにして立候補制をとっています。当然、自治法上の規定はありませんので、うちは全員協議会の部屋もないので、この議場で議長選挙をしています。その当日に立候補を受け付けて、そして所信表明を10分以内、それから質疑、質問する人は1人2分以内ということでやっています。これは自治法上の規定がないので、あくまで休会ということでやっていますが、そういうやりとりをしております。結構、所信表明の後の質疑も活発です。あともう1つは、やじとか拍手は一切しないというような取り決めになっております。

あと、すみません。余談なんですけれども、こちらでは議長、副議長選挙のときに当局者は座っていますか、座っていませんか。座っていますか、何ですか。何で議長選挙のときに当局の人は座ってなければならないのですか。これは、そういう議会が多くて私は疑問です。当局席の人は、議会のために何のためにこっちに座っているのですか。ここは1年交代で、議長さんは議長口述を読んでいると思いますが、議長が開会を宣言して口述書を読みますよね。そのときに説明員として、今日は当局に出席要請をしておきましたと、そういう口述書ではないですか。後ろのほかの議会の皆さんも説明員なんです、議会は議員だけで成り立つんですよ。最初の招集権者は、もちろん首長ですよ。今は、臨時議会は議長も招集権を持つようになりましたけれども、この人たちは説明員にいるんですよ。議長選挙のときに、当局の人に何を説明してもらうのですか。おかしいと思いませんか。すみません、私、偉そうに言っていますが、これも一昨年ぐらいに気がつきました。議事の流れの中で、当局提案の審議が全部終わった後、議会側の提案がありますよね。例えば、決議案を決めるとか。そのときに、うちは当局提案の審議が本会議場で全部終わったら、議長は暫時休憩して退席してもらいます。説明は要らないから。なぜなら議会側の提案だから。それで、再開してやります。ましてや、議長選挙のときに何でがん首並べていなければならないのですか。こちらに座っている方々は、この市役所の中で最も給料の高い人たちですよ。その人たちを、何で議長選挙で縛っておかなければならないのですか、はべらかせておかなければならないのですか。それこそ税金の無駄遣いではないですか。もちろん、議長選挙のときも招集権者は首長なので、首長は最初います。でも、それから選挙が始まる前に年長者が仮議長で座っているでしょうから一回休憩しますが、そのときに市長は退席して終わりですよ。それは、会津若松市は昔からそうです。だから、こんなことはすぐにもできる議会改革ですよ。だから、そもそも論を我々は考えなければいけないというふうに思います。慣例で頭が思考停止になってはいけないというふうに思います。すみません、余談でした。こうい

う方が皆さん、真剣に聞くんですね。

それで、この議長、副議長選挙なんですけれども、こちらはどうか分かりませんが、会津若松市も選挙で選ばれました議員が、あれほど市民の前で自分の名前を連呼し、指名手配の犯人以上にポスターをべたべた張り、そうやって名前しか言わない人もいるし、きちんと政策を訴える人もいるし、それぞれでしょうけれども、それでも住民の人から自分の名前を書いてもらって議員に当選しました。その二、三週間後に議長選挙があります。途端に、市民から見えないところで議長が選ばれます。水面下で。ましてや私も最初は1期生ですから、1期生などは蚊帳の外です。この辺は1期生ですか。議長選挙に加わっていますか。ほとんど加わっていないでしょう。すみません、うちの話です。1期の議員は加わっていないんだから、当然、市民は知りようがないですよ。そうやって選ばれてきているわけです。開かれた議会と言いながら議会の代表者を選ぶ選挙ですよ、何で市民のわからないところでやっているんですか。そんなことが、私は1期生のときに素朴な疑問でした。

それから、議会と言うんだから議論するために集まる、会する場、だから議会だと1期のときは思っていました。当然、小学校、中学校もクラス会で皆さん意見を述べ合うわけだから、それが議会だと思っていました。ところが1期に初めてなったら、議員は質問するだけの人で、しかも反論を受けない、ただサンドバッグをこちらから一方的に攻撃するような、そういう質問するだけの人でした。「えっ」と私、思いました。でも、期数を重ね、年月を重ねるごとに、議会とはこういうものだというふうに私もなれてきました。しかし、平成19年に議会改革が始まったときに、先ほど言った神原 勝先生がキックオフで、ここで講演会をしてもらったんですが、そのときに議員間討議の話等々言ってもらって目からうろこで、私が1期のときに素朴な疑問として感じていた議会に対しては、やはり間違いではなかったんだというふうに、そのときに思いました。私も、先ほど言いましたけれども年間100団体前後、会津若松市議会にはさまざまな議会が視察にみえます。そのうち20団体ぐらいは、私に対応しています。さらに、年間こうやって十五、六回はあちらこちらの議会にお呼ばれしてお話をしています。100以上の議会の方々と交流を持っていますが、ですから先ほどもちょっと議長室で冗談で言ったんですが、茨城県の北茨城市と高萩市の議会に行ったときには、何と11期の長老議員が2人もいました。そういう人がいますから、ちょっと気をつけてくださいと事務局の人に言われたんですが、私は別に何も恐れません。なぜかという、その人は、その議会のことは知っていて、議会というのはこういうものだというのは、その議会のことだけの話であって、全国千七百数十の議会は全部違うんですよ。同じ地方自治法のもとにありながら、議会運営の仕方はみんな違いますよ。先ほど言った議長選挙そのものも違いますから、だから議会というのはこういうものだというふうに思わない方がいいし、それで今までやってきて市民からは議会無用論が出ているわけですから、だから今こそ変えなければいけないのではないかなということです。

それで、実はこの議長、副議長選挙もちょっと私が絡んでいまして、平成7年、11年の2期当選させていただいて、3期目は私、ちょっと勘違いして県会議員に出たんですが僅差で負けてしまいまして、19年にまた心を入れかえて市会議員になったんですが、だから古い会津若松市の体制も知っていたんです。そのときに、19年の4月に返り咲い

て、そのときも4人の会派だったんですが、連休明けぐらいからほかの最大会派、二番目の会派から議長、副議長等々の名前が出てきました。そうしたら、当時、所属していたうちの会派の会長が、その名前が出た2人には任せておけないと、俺が議長選に出るといふふうに始まったわけです。私は、その会派の幹事長だったので、負ける戦なんだけれども困ったものだなというふうには正直、最初思いました。それでも三、四日たっても考えが変わらなかったんで、私はこう言いました。「では、何で自分が議長に出たいのか文章に書いてくれ」と。要するに成文化、文章になるですね、文章を成文化してくれと。愛知県も中小企業家同友会の運動が盛んですが、私も中小企業家同友会の一員です。同友会では、会社の企業理念を成文化しましょうという成文化運動をやっています。つまり会社の社長が、自分はこの会社を何のためにやるのか、どういう姿勢でこの会社を運営するのか、それを社員に知らしめるために理念の成文化運動をやっている、そのことが頭にありまして、うちの会派の会長に言いました。そうしたらペーパーに書いてきて、それを会派で多少添削して全会派を回りました。もちろん、負け戦はわかっていたんですが。そうしたら、あに凶らんや、またさらに三、四日たったら、もう既に最大会派、二番目の会派で議長、副議長も決まったという話なんですが、その2人から同じように所信が返ってきました。私は、これでしめたと思いました。花は散っても実はとったといいますか、そういう格好で。皆さん、字数と表現は違いますが、やはり議会改革を一生懸命やるとか、開かれた議会とか、公正公平な運営とか、あとうちの議会で懸案だった、先ほど言った議員倫理条例は持ち越したんですが、これも制定するというような、そういうことを全部書いてありましたので、だから議長が誰になっても進む方向性、ベクトルは合ったというようなことであります。それが平成19年の議長選挙で議会改革が進んで、うちは2年交代なので、次の平成21年の議長選挙のときは内部規定で、先ほど言った議長の立候補制、ここで所信表明会をやるというような決めにいたしました。その辺のことは、ぎょうせいから出ている「議会からの政策形成」の中にも書いてありますので、この手の本ではベストセラーで4,000部を突破していますから、2,000部で元が取れるそうです。多少、印税も市に入っています。議会に入らなくて市に入っていますが、そういうことが書いてありますので、よろしかったら買ってください。

そういうことで議長選挙も、これを明らかにするというのが、いいでしょう。今でも水面下で、会派同士のそれはうちでもありますけれども、傍聴者もいますから、みんなの前で明らかにすると、こういう所信で議事運営をするんだと、うちの議会はこういうふうには持っていくんだという、そのことを明らかにするのが重要なというふうには私は思います。

それから議会事務局についても、これもちょっと言います。議会と議会事務局こそが車の両輪と書いてありますが、よく議会と当局は車の両輪だと言いますが、私の解釈では、それは違うでしょうと。車の両輪といたら、どちらも平行でずっと一緒でなかったら車は進みませんから、時には先ほど言ったチェック・アンド・バランスで、平行でなくてクロスするときもあるわけですよ。当局提案に対して意に沿わないこともあるわけですから、そのときに車の両輪というのは議会事務局だろうというふうには思います。ともに議会制民主主義の発展のために資質の向上を図り、議会制度の正しい理解に基づ

く充実に努めなければならない。議会事務局職員は議会の補助職員、市長部局の職員は市長の補助職員、議会事務局は市長部局から出向してきています。さらに、もう1つ言うと、議会事務局職員の人事権は議長が持っていますが、残念ながら予算権は持っていません。ですから、議会費の最終的に判こを押すのは議長ではなくて事務局長です。でも、人事権は議長が持っているんですよ。栗山町の議会改革が進んだというのは、今は引退されましたけれども、あそこの名物議長だった橋場さんという方が、何度も出てくる中尾さんを、町長部局にいた中尾さんを一本釣りして議会事務局長に据えたわけですよ。そのことを私が実感したのは4月1日、議会事務局員の辞令交付式を議長室でやって、議長が辞令を渡しますから、まさに人事権は議長が持っているんだなということを実感しました。

それで、議会事務局職員は補助職員として、決して議事の庶務的立場にとどまることなく、法制執務のアドバイスや他自治体の事例、全国議長会などから情報収集に意を用い、議論の活性化を促すような職務があると考えている。先ほど私、年間十五、六回、あちらこちらの議会にお招きいただいていると言いましたけれども、今日のこちらの議会事務局さんの対応は最上位の部類でございまして、非常に恐縮したり感激しております。まさに、全国の議会事務局のかがみではないかなということで、私、別の議会に行ったら、これから西尾市さんのようにと言います。実は、会津若松市の議会事務局もなかなかのものなんですよ。改革が進んだのは、決して我々議員ばかりでなくて議会事務局の力が大きいのです。

これは蛇足です。こういう議会事務局もあります。住民に近いところで仕事をしたいという性向の職員が向いていると思うのは、これは先ほど言った中尾さん、自分が事務局長だった中尾さんの言葉です。最後に蛇足ながら、議会運営の「仕切り役」、さらに執行部の「回し者」であってはならない、こういう議会事務局もあるということです。

あと、これは市民と市議会、市長の関係ということで、これは会津若松市議会のホームページを見ていただきますと、「見て 知って 参加するための手引書」ということで議会白書をつくりました。この委員の中にも市民委員が入って、いろいろ書いてあります。要は、これは議会の取扱説明書です。住民が議会を役立つ議会として使うための、いわば取扱説明書です。そういうものもまとめて、これは全戸配布しました。

これは政策形成サイクルの流れということで、先ほど言った市民との意見交換会があって、重要なのは、ここで広報広聴委員会が取りまとめをするということです。それを各派代表者会議で了承を得て、それを政策討論会でテーマを設定してもんでいって、政策決定して提言するというようなことであります。

あと、これは市民との意見交換会での意見、提言、要望等の分類イメージということで、市民から出されたさまざまな意見を、まずは単なる質問なのか、意見、提言、要望事項なのか、それを分けて流すということです。質問であれば、その場で回答済みのものであれば終了ですし、その場でなかなか答えきれなかったものに関しては30日以内に、当局のことなどもありますから、それを聞いて文書で市民との意見交換会のあった場所に、例えば公民館とか、コミセンとか、そういうところに30部ぐらい置いて、それで終了です。意見、提言、要望に関しては、議会に関するものと市政に関するものを分けて、議会に関するものはみずからの課題にする。あるいは、先ほどの湊地区の水資源の問題

などに関しては、これは緊急に委員会をつくって、委員会として提言をまとめて当局に議会決議をして要望したと、こういう流れになっております。

あと、うちは5月と11月にやっております。5月というのは、当初予算が3月で決まりますので、その当初予算の説明を最初にして、それからその地区の問題などの意見を聞きます。それから11月は、9月に決算委員会がありますので、決算の内容をまずお伝えして、その上で市民からの要望を聞くというようなことであります。毎回、200以上のさまざまなご意見が出ますので、それをランダムでただ受けるのではなくて、大分類でAからG、それを中項目で1から10までに分けて、それを分科会と称していますが各常任委員会です。各常任委員会が受けて、それを自分たちで研究するというふうになっております。議会の関係に関しては、うちは4つの常任委員会があるんですけども、4つの常任委員会ではちょっと種類が違うので、議会制度検討委員会というところでやっているということです。今度は分科会で、第1分科会から第4分科会までありますが、第1が総務委員会、第2が文教厚生委員会、第3が産業経済委員会、第4が建設委員会ということであります。先ほどの第二の夕張市にならないのかとか、合併特例債を使って箱物ばかりつくるなどか、そういうものに関しては行財政に関する第1分科会が担当していると。先ほど、神谷議長の話がありましたけれども、水道の民間委託について会津若松市に視察においでになったということですが、これは全体会でもみました。このときも学識経験者を呼んで全体で聞いて、その上で議員間討議をして方向性を出しました。

それから、相変わらずどぶ板側溝の話ももちろん多いです。そのことに関しては都市計画についてで、この方向性については第4分科会ということで建設委員会を受け持つということであります。会津若松市は、ゲリラ豪雨で床下・床上浸水にすぐなったり、あともう1つは、お城の前に600戸ぐらいの廃墟同然となった市営住宅があるんですけども、その市営住宅も単に新たに建てかえればよいということではなくて、阪神淡路大震災、あるいは東日本大震災で、仮設住宅で孤独死の問題とかが多々出ました。つまり、新たな公営住宅を提供するということは、住いの提供ばかりではなくて、地域コミュニティという新たなまちづくりの観点でつくらなければならないということも含めて、うちの方は仙台にあります東北工業大学の専門の先生をお呼びしながら、研究してやっているということでもあります。

ちょっと、ここで余談を言いますと、こちらは常任委員会に行政調査費で1人頭10万円の調査費がついているらしいですね。7人なら70万円になるわけですね。うちも、一番少なくても9万円なんですけど、7人なら63万円です。従来であれば先進地調査で、2泊3日ぐらいでほぼ全部使っていたんですが、平成20年以来、例えば第1分科会イコール総務委員会であれば、関西学院の小西先生をお呼びしました。先進地調査は2泊3日を1泊2日にして、あとは近場にしたりして約63万円の予算を半分ぐらいにしました。残り半分を、そういった学識経験者の謝金と旅費、交通費に回したということで、各委員会全部そういう形になりました。その前に、こういうテーマがあるわけですから、例えば第2分科会の文教厚生委員会は、これは範囲が広いですね。教育のこと、福祉のこと、環境のこと、あるいは消防のこと、本当に範囲が広いんですが、第2分科会は、一番最初のごみの有料化を研究テーマにしたというふうに思いますが、当然、あれもこれも市

民からはいろいろな要望が出ますが、それはアブハチ取らずになってしまいますので、ある程度、集中して審議をするということです。山梨学院の江藤先生いわく、今、通年議会が自治法の改正で認められるようになったけれども、会津若松市は通年議会どころか、通期の議会をやっているのと同じだというような表現をされております。それはどうということかという、各委員会が4年間のテーマを設定して、それで先進地調査に行ったり、同一テーマで大学の先生を呼んで勉強会をやったりしていますから、それが途中で発言してはいけないということではなくて、一般質問で個人で発言してもいいし、あるいは予算委員会、決算委員会で我々が得た知識を持って当局に問いただしてもいいわけですし、そういうことで非常に勉強する議会になってきたのかなというふうに思います。

ですから議員間討議も、とりわけ委員会などは活発なんですけど、本会議でもやりますが、委員会などでは、そういう得た知見をもとに議員間討議をやっていますから、結構、活発化しているのかなと、そういう要因として勉強する議会になってきたのかなというふうに思います。

あと、今、言いました予算と決算委員会ですが、これも我々の議会改革の中で、自治法改正の中で1人の議員が複数の常任委員会に所属することができるようになりました。そういうことで、通常の4つの常任委員会のほかに、予算・決算常任委員会をつくりました。予算・決算常任委員会は、議長を除いた29名で構成をしております。先ほど言いました長野県飯田市は、複数の常任委員会に所属することができるということで、それを真に受けて、例えば今まであった総務委員会と建設委員会とか、どういう組み合わせでもいいんですが、その2つの委員会に所属するようにしたんですが、どうも話を聞いてみますと今は反省しているそうです。それこそ、調べる事務量が多くなって深まった議論ができなくなった、そういうデメリットの方が大きいというようなことで、今、飯田市はそういうものを見直そうかなというふうにしてしているそうです。

それで、予算・決算常任委員会なんですけど、これも特徴的なのはサイクルとして回しているということです。先ほど言いましたけれども、各委員会は自分たちでテーマ設定をしておりますので、例えば決算書が来て初めて審議する、予算書が来て初めて審議するというのではなくて、決算委員会は9月ですから、もう既に7月の段階で委員会で集まって、それから当然、事務事業評価結果書というものも6月の末か7月の頭には当局が出してきていますから、事業評価結果書の上には長期総合計画があるわけですが、長期総合計画の基本構想、基本計画があつて事務事業があるわけですから、それを我々はきちんと見比べながら長期総合計画と事務事業及び、その評価が適当なのかどうか。そのときに、既に議員間討議を何にするかということも決めておくわけです。9月の決算委員会の前の7月、8月の段階に3回、4回集まって議員間動議をするテーマを決めておくわけです。それで決算審査に臨みます。決算審査では、従来であれば認定か不認定か、それしかありませんでした。一部反対議員がいても、ほぼ認定されることが多いんですけども、でも委員会審査の中で随分、附帯意見、あるいは要望的意見、そういうものが出されるようになりました。そうすると、そういう附帯意見や要望的な意見が、次の3月定例会の予算にどのように反映されるのか、されないのか、これも今言ったテーマ、あるいは事前に附帯意見や要望的な意見を出したものを中心に予算準備審

査をしておくわけです。そして、臨みます。それで、予算でどのように反映されたのか、そういうことが議論の中心になるわけなんです、それでこれをぐるぐる回していくということでもあります。

ですから、まず決算も予算も、その前の論点は何か、それをきちんと議員同士で把握しておきますし、さらに市民との意見交換会でどんな要望があったのか、あるいは自分たちが先進地視察に行ってどういうことが勉強になったのか、あるいは学識経験者を呼んでどんな勉強になったのか、そういう知見をもとに予算も決算も審議に臨むということでもあります。その結果は、これは決算審査における結果ということで、これは私が議長時代に、第6次会津若松市長期総合計画に掲げる基本施策の評価ということで挙げましたし、さらに決議も出しました。これは昨年度、これも同じように、議長はわかりましたけれども、予算決算の第1分科会としての意見ということで、抜粋ですけれども建設委員会に出しました。

それで、市民との意見交換会で出された意見が、どのようになったのかということですが、これは先ほど言った市の財政分析をいたしました。あと、議会の議員活動、報酬等も研究しました。あと、議会白書という格好でこれは形になりました。

あと、これは鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想の研究ということで、これは前の市長がいきなりこういうものを出したんですが、それに対して市民意見を集めて追認みたいな格好でどんどん出したものを、私どもはそれに待ったをかけて、これを白紙に戻すような議会決議までいきました。このことのでん末に関しては、日経グローバルに「奮闘地方議員」という2ページにわたるコラムがあるんですけども、地震の前ですから平成21年2月15日号の日経グローバルに、このてん末に関しては私が書いてあります。

それから、先ほど言った湊地区の水資源問題の検討ということで、これは地元から非常に怒られまして、その後、議会で任意の委員会ですが、検討委員会を設置して1年間もんで議会としての考えを取りまとめて、その取りまとめたものをもとに決議をいたしました。それが、この湊の給水問題、解決をとということで決議案を市長に提出いたしました。これは、今年の6月定例会が終わった後です。ちょっとびっくりしたのは、これは6月28日の新聞です。これは7月9日で、ほぼ10日後ぐらいですね。これは、その湊地区の区長会から市長に要望しました。この内容は、議会が提示した、つまり湊地区の水問題の解決の形は蛇口をひねれば安心・安全な水が出ること、これが問題解決の形ですよと。その責任は、生活インフラですから、当然、市の責任にありますよ。そして、今まで湊地区の住民は沢水、井戸水ですから無料だったんですね、水道代かかっていなかったんです。でも、そういうふうな形になったときは受益者負担で応分の負担もしてくださいよと。それは、もちろん普通の市民並みの水道料ということなんです、そういうことをここで決議して上げたわけですが、その内容で5年以内に市は整備してくれというような区長会の要望が出されたということです。

ですから一時期、我々はこの地区から「議会なんか役に立たないから来ることない」、「市民との意見交換会なんか開くことない」と言われた翌年に、議会と住民が歩調を合わせるような形になったということです。今年度は平成26年ですから、今年度、2つの地区において水源地調査ということで市独自の予算がつきました。従来は、それぞれの地区に1,400万円の補助金をやるから、自分たちでやってくれというような市の姿勢だっ

たんですが、今年は2カ所、市の責任で水源地調査の予算がついたということでもあります。ですから、後から言いますけれども、こういうことの1つ1つが住民と議会との信頼関係、議会はちょっとは役に立つんだなというふうに思われるようになってきたのは、時間はかかるということですよ。

あと、請願・陳情に関しても言います。例えば、公設地方卸売市場の使用料の引き下げについて、これは陳情を出してもらいました。これも私の議長時代だったんですが、市長にも議会にも5年にわたって要望として卸売市場から、使用料の値下げということで要望が上がってきていました。要するに、できて40年たつ。それから、こちらもそうだと思うんですけども、市場外流通で大手スーパーなどは直接買っていますから、市場を通さないケースが起こったので売り上げがどんどん減っている、困っていました。それで、私が議長のとときにこの卸売市場の関係者に、議会に窮状をわかってくれと言って要望を上げるのはいいけれども、それだけではだめだと言いました。それは、単に聞き置くだけにしかすぎないから、議会の意思を示さない。陳情でも請願でも、うちは同じ扱いをしています。紹介議員がいるかないかだけで同じ扱いにしていますので、請願でも陳情でもいいから議会に出してくれと。それで、委員会に参考人として招致されるから、そのときにきちんと、恐らく産業経済委員会に付託されるから、説得・納得できる、そういう理論武装をしてきてくださいということを出してもらいました。そうしたら、平成25年の2月定例会の産業経済委員会で委員総意で可決され、本会議でも可決されました。これは議会の意志だと思います。25年の2月ですから、4月から25年度の新年度です。そうしたら年度明けて5月から、市はすぐ市場の使用料の諮問委員会を立ち上げました。座長は福島大学の先生だったんですけども、市場関係者も委員に入っていましたけれども、12月に結果が出ました。そのときに私は議長だったので、農政部長が、諮問の結果、4分の1カットが決まりました。あと、市場の運営も3年後をめどに民間委託というふうになりましたというような報告に来たわけです。私そのときに言ったのは、議会が陳情を採択する、4年も5年も前から卸売市場から市長にも要望書が上がってきているのではないかと、何でそれにこたえなかったのかというふうには私は農政部長に言いました。そうしたら頭をかきながら、部長会議というものがあるそうです。市長が座長らしいんですが、先ほど言ったように会津若松市は財政非常事態宣言を平成15年に出して厳しい状態だったので、部長会議で市場料の値下げという議題を出す雰囲気はありませんでしたということです。ということは、市場関係者が毎年、市長に要望書を提出しても、全くそういうものは効き目がなかったということです。単なる徒労だったということです。だから、農政部長は頭をかいたということです。「では議会は、この採択は成功したということですね」と言ったら、「そのとおりです」と言っていました。議会の力を発揮しました。

次、飯盛山というのは白虎隊が自刃したところなんですが、ここは会津弔霊義会という公益財団法人が管理しているんですが、ここはぽっちゃんトイレです。観光客が年間100万人以上来ます。夏になると、裏にある参道の方までちょっとにおいます。そこで、弔霊義会もお金がないということで市長に要望しました。トイレ改修の補助金を出してくれと。市長は出したんだけど、一民間団体ですからどうするか迷っていたようです。この弔霊義会の会長も市の職員、部長OBなんですが、あるとき町中で私とたま

たま会いました。そのときに、市長にそういう要望を出したので議会側に協力を頼むと言われました。そのときに同じことを言いました。議会は、単なる要望だけでは聞き置いただけなので、陳情でも請願でもいいから出してくれと。それで出してもらいました。そうしたら、うちの産業経済委員会が見に行きました。飯盛山のトイレを、改めて委員会として。それで午後に審査が始まって、民間団体にそんなにたくさんやっていいのかという話もあったんですが、ただ福島県では公設民営というトイレの形態もあるというように、しかも弔霊義会が一般社団法人から公益財団法人に変わったということで、これも採択されました。これは24年の9月議会です。そうしたら、25年度の当初予算に九十何パーセントの補助ということで、トイレ改修の予算がされました。

それから、警備委託業務に関しても最低制限価格が上がったとか、これも陳情の結果、そうなったということです。

それで、これは今の飯盛山のトイレなんですが、私、このときに議長でなかったんですけども、特段世話になったという弔霊義会から感謝されて、テープカットにも招かれました。そして、これは公設卸売市場なんですが、これは指定管理者制導入ということで、これは民間委託の話なんですが、同時に4分の1の使用料が下がったという新聞記事であります。これだけ見ると市民の人は、この裏には議会が非常に力を発揮してこうなったんだよというのは、そこまで新聞記事には書いていませんが、しかし少なくともこのトイレを管理している弔霊義会の人とか市場関係者は、なるほど議会は力を発揮してこうなったんだなということで非常に感謝されたということで、これも議会がもう一回再認識されたことになったということでもあります。

以上で、こちらは終わります。

○副議長（颯田栄作） それでは10分間休憩をとって、4時半から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午後4時20分 休憩

午後4時30分 再開

○副議長（颯田栄作） 休憩前に引き続き研修会を開きます。

それでは、今から質疑の時間が約30分ありますので、よろしく願いをいたします。

それでは、西尾市議会の議員の皆さんからお聞きになりたいことがありましたら、順にご発言をお願いいたします。本郷照代議員。

○議員（本郷照代） お願いいたします。今日は、本当に貴重なお話をありがとうございました。

昨夜も、ちょうど私たち1年生議員、勉強会をやったところでもございましたので、大変連動したお話でありがたかったんですけども、1つ、議会だよりということで、そのことについてのお話がございますでしたので、西尾市議会は、議会だよりは単独発行ではなくて市の広報に挟み込まれる形で、それは行財政改革といういろいろないきさつがあったということなんですけれども、私は1年生議員ですので、そこら辺のことはよく存じ上げないんですが、顔写真もなく一般質問をただ文章だけ書いてあるという状

況でありまして、そういうことをいろいろ議員たちとは話しているんですけども、会津若松市議会さんではどのような扱いであるかということと、目黒様のお考えをお聞かせくださればと思います。お願いいたします。

○講師（目黒章三郎） それでは、お答えいたします。

こちらの小冊子の議会改革運動論の表紙に、IVの政策形成サイクルのところのツール2：広報広聴委員会というふうに書いてありますが、この広報広聴委員会というのは、平成20年の議会基本条例ができたときに、それまでは広報委員会だったんですが、広報広聴委員会というような名前になりました。これは、議会というのは単に一方的に市民に情報を流すだけではなくて、市民から広く声をお聞きするという、そういった意味を持たないと政策形成につながらないということで、広報広聴委員会という名前に変えました。

余談ですけども、うちに視察に来る議会の中では、議会から伝えるよりも、市民から声を聞く方がもっと大切だというような意味合いから、広聴広報委員会と名前を逆転しているような議会もちらほら見受けられるようになりましたので、それは考え方ですのでどちらでもいいんですが、いずれにしても広聴という機能を議会はもっと持たなければならぬだろうというふうに思います。

それから、議会だよりですが、年4回の定例会があるように、うちも年4回、議会だよりを発行しております。広報広聴委員会のメンバーは、広報議会の編集ばかりでなくて、今、言った市民との意見交換会の取りまとめとか、もちろん市民との意見交換会そのものの開催なども広報広聴委員会が中心になっていますので、先ほど、私は平成7年に初めて議席を得たと言いましたけれども、そのころから比べると普通の議員で三、四、五倍ぐらい忙しくなっていると思います。広報広聴委員は10倍ぐらい忙しくなっているのではないかなというふうに思います。正直言って、そのぐらい動いています。それでいて、市民から報酬減らせ、定数減らせというのは、ちょっと割に合わないなと思ったのは正直なところ。それは、ちょっと余談ですけども。

それで配布の仕方は、各町内会の会長さんを通じて市政だよりは配られますが、市政だよりは毎月1日に配られるわけですけども、議会だよりは2月、3月の定例会は5月1日に配られまして、6月定例会は9月1日、それから9月定例会は11月1日の市政だよりに、それから12月定例会は2月という格好で、2カ月おくれの1日の日に、それは冊子に挟まれるのではなくて、それだけで1つの冊子になっていて、どういう編集になっているかという、最初の三、四ページが今の議会の懸案とか動きですね。先ほど言った政策討論会で、どんなことが話されているかというようなことが最初の4ページぐらい。その次が、当局の出されてきた議案に対する審査、これについて三、四ページ出されます。一般質問に関しては最終ページです。これも三、四ページ。それで、一般質問に関しては会派名、議員名、顔写真が載っています。

そして、前は一般質問が先の方だったんですが、それは広報広聴委員会で議案を先にすべきだろうということで、それは反対しました。私が1期のころは、声を大にして写真と名前を載せてくれというふうに言われましたけれども、ずっと先輩議員から潰されていた。当時の議会事務局長も、これは個人の売名行為になるようなことはだめだということで、議会の事務局長も反対の口ぶりでした。しかし、私の回りの市民からは、

誰が何を言っても、そういうことも含めて我々は選挙に臨むんだから、売名行為というよりも、そんなのは当たり前の話だというような市民感覚の意見の方が正しいのではないかなと私も思います。先輩議員で、自分が質問しないような人に限って一生懸命そういうことを言うんですね。会津若松市の話ですよ、ここの話はしていませんよ。でも、それが平成10年代の頭ぐらいに、名前と会派名と写真は載るようになったんだろうというふうに思います。ちょうどそのころ、議会改革という言葉も余りなかったんですが、こちらも始めたそうですけれども、市の主催する審議会には議会から人の派遣はやめました。平成十二、三年ごろだなというふうに思います。そういうことですが、よろしいでしょうか。

○議員（稲垣一夫） 1点だけ、よろしくお願いします。

会津若松市では意見交換会とありますが、普通、世間一般では議会報告会というような形で全国的に取り組みがされているかと思うわけですが、いろいろ視察に行ってきたすと、市民の皆さんのこういった参加ですね、この辺をどのように会津若松市さんの方では配慮といたしますか、工夫されて取り組んでみえるかお尋ねします。

○講師（目黒章三郎） 皆さん、今、言った資料の議会報告会に関しては9ページをごらんになっていただきますと、第1回の平成20年8月から第11回の25年の11月、26年の5月もやっていますが、ここに参加人数、あと意見の数が書いてあります。最初は多かったんですけども、一時期下がって200人切りまして、さらに今は持ち直しているというような状況であります。市民との意見交換会は2種類ありまして、1つは、地区別意見交換会ということで、会津若松市内には20の小学校があるんですが、小学校区を中心に小さいところはまとめて15地区にしております。それで、30人の定数なので1班6人体制にしています。もちろん、これは議長も副議長も班の中に入っております。

それで、何で15地区にしたかといいますと、5月なら5月に1つの班が3地区回りまわす。人口で大体分けているんですけども、その地区は人口何千人住んでいるということで、人口の少ないところ、中くらいのところ、多いところということで3地区に分けているんですが、1つのAという班はその3地区を回る、Bという班も3地区回る、それを5月に順繰りに回しています。ですから、この班体制も、6人の中にはまず広報広聴委員が1名入っていること。それから、各常任委員会が必ず1人入っていること。あと期数の当選回数も、まさにがらがらぼんで班構成をつくっております。

それで、参加人数が一時期減ったときは、やはりマンネリ化したんだろうというふうに思います。そのときにどういう手をとったかということ、例えば市の広報車を借りて議員が選挙以来、初めてマイクを持って周知に回ったり、それは今でもやっていますが、議会だよりの裏表紙に入れたり、あるいは回覧板でやってもらったり、そういうことをしております。今、効果があるなというふうに思ったのは、マンネリ化になった平成23年のころから、先ほど言った、ちょうど湊地区から、無駄だから来ることないと言われたころから我々も反省しまして、市民との意見交換会をやる1週間か10日前ぐらいに、その班の班長とか、あるいは広報広聴委員の人がその地区に事前に出向いて、その地区の問題点とか課題とかを事前に聞くようにいたしました。もちろん、どぶ板側溝の話もあります。あるいは、原発事故の後は放射能の側溝にたまった土壌の話とか、さまざまありました。そのほか、屯所の改築とかさまざまありますが、そういうことを事前に聞

いて、それでいきなり答えるのではなくて、事前に当局も含めて事前調査するところは事前調査して答えるようにしました。そうしたら、単なる市政全般的なことよりも、その地区の身近なことをお互いに話すということで、歯車が非常にかみ合うようになってきたというようなことがあります。

それから20年、21年当時は、どちらかというと参加している市民vs6人の議員という、そういう対立構造で1時間半とか2時間、終わった後、お互い寒々しい、とげとげしい気分であんな雰囲気だったんですが、その23年以降、やはり震災の後、単なる行政クレーマー、議会クレーマー的な人は余り来なくなったのもありますし、あと震災の影響もあったのか、もっと落ち着いた論議をしましょうというような雰囲気にもなりました。市民が。

あと、議会と市民との意見交換会ではなくて、我々が行司役になって参加している市民同士が討議し合うという、そういう場面にもなったりして、少しずつバラエティーに富んだ格好になって、一番変わったのは、当初始めたころはとげとげしい雰囲気であんなのが、23年、24年ぐらいから、終わったら市民の参加者の方から拍手が起きるようになりました。そんなふうになんか変わって、割と定着するようになったのかなど。だから今、平均15人前後でしょうか。始まった当初は、一番多いところで50人超えたような会場もありましたし、あと寒々しい話では、議員6人よりももっと少ない3人とか4人という会場もあったんですが、日時と場所の設定は、その地区の町内会長さん、連合町内会の区長さんですが、その人を通じてやっていますので、今では区長さんの横の連絡がありますので、区長さんにとっても、うちの町内会は10人以下というところとちょっと恥ずかしいという思いもあるのか、そういうことで今は保っているというところですよ。

○議員（中村 健） 本日は、貴重なお話をありがとうございました。

僕は、まだ議員になって1年半なんですけれども、一番市民の方からよく言われると聞いていますか、聞かれることは何かと聞いて「議員さんって何しているの」ということが圧倒的に多いんです。先に質問された本郷議員、稲垣一夫議員ともちょっと関係してくるんですけど、まずは議員が何をやっているかを知ってもらうことが第一かなと自分では思っています、ネットを使ってブログやフェイスブックだったり、定期的に活動報告を配布したりですとか、朝、駅や街頭に立ったりしているんですけど、その会津若松市の方で、政策形成の必要性からの広聴の部分はお話しいただいたんですけど、市民との意見交換会や議会だより以外で、特に広報的な部分で力を入れていることがあれば、具体的にどういうことをなされているかということと、あと一連の議会改革の中で、本会議ですとか委員会の傍聴者数というのが増加しているような傾向が見えているかどうかということが2点目と、あと最後なんですけれども、冒頭のお話の中で、会津若松市に視察に来られるときに具体的に明確な目的があつて来られるのか、やらない理由を探しに来たのかがわかるというようなことをおっしゃいましたけれども、今日、西尾市議会にお話に来られて率直な、僕たち議員の印象としてどういう印象を持たれたかということ、支障がなければお聞かせいただきたいと思います。

○講師（目黒章三郎） 確かに、議員は何しているのという質問はよく受けるのですが、これが1つの表ですから、これを参考にしてもらっていいのではないかなというふうに思います。もちろん、議会としての固まりとしての重要性は私ずっと、約2時間近く話

しましたけれども、別に議員活動を否定しているわけではありません。これはよく誤解されるんですが、個人の議員活動は従来どおりやってください。それこそ、今まで以上にやってくださいと。ただし、議会としての固まり意識が余りにも希薄だったんですよ。繰り返しますが、二元代表制の一元というのは議長でもなければ議員でもなければ、議会という固まりなので、その固まり意識がなかったんだという話です。

それで、1つの議決をとっても、例えば委員会報告でも委員長が、こういう賛成意見、こういう反対意見で、採決の結果こうなりましたと言うぐらいだったんです。それが、例えば委員会で原案は賛成なんだけれども、こういう附帯意見が付きましてとなれば、それは委員会の意思になって、それが最終本会議で認められれば議会の意思になるわけですから、そのことによって先ほど財政調整基金の話をしましたけど、これも総務委員会でまさに財調をめぐるって、こんなことは今までなかったんですが、財調をめぐるって委員間討議をして、それが総務委員会の附帯決議になり、本会議になったら、会津若松市は二十七、八億円なければいけなかったのが10万円切った話もしましたが、歴史的に10億円超えはなかったんですよ。景気のいいとき、財政状況が悪くないときも。それが、二十七、八億円どころか、今年9月定例会では36億円までいきましたから、これはまさに議会の決議から市もちょっと姿勢を改めたということぐらいになったので、こういうことも本当は広報の中でもっと言ってもいいのではないかなというふうには思っていますが、先ほど言った議会としての広報は、年4回の議会だよりぐらいしかないというのが実情です。

それから傍聴者ですけども、特段それでふえたということは余りないと思います。それでも、マスコミなどにたまに出ます。あるいは、先ほど言った日経グローバルなり、早稲田のマニ研などの議会改革度ランキングの調査なども、福島県には有力ローカル紙が2紙あるんですが、それがまさに全県版でコラムなどで出してくれますから、市民の中で会津若松市は進んでいるんだなというような意識も随分高まっているのは確かです。

ですから、年4回の定例会に、60歳以上のリタイヤされた方の生涯学習の教室が、何とか大学とかがあるんですが、そういった方々などは必ず1回は傍聴に来て一般質問を聞いたりしていますが、割と以前から見ると少し温かみが増えたかなという、そういう意識はあります。個人での広報活動は、一生懸命やってもらいたいと思います。

- 議員（前田 修） ご講演ありがとうございました。1つ1つなずきながら話を伺ったところですが、西尾市議会も今、基本条例の検討を進めているところですが、ぜひにせ基本条例と言われないようなものにしていかなければならないわけですが、今日いろいろ伺った中で、伺いたいこともたくさんありますが、一番の中心は、この資料で言うVIの政策形成サイクルの部分で、市民との意見交換会を行って、そこでいろいろな要望事項を伺って分類をして、議会で政策検討課題、テーマを設けて今後の対応を検討して政策討論会を行うと。その政策討論会でまとめて市に提言するというのは大変重要なことだろうと受けとめておりますし、またこれがやれるかどうかを試されてくるのかなというふうに伺っていたところですが、そこで先ほども質問がありました冒頭に行く市民との意見交換会が、5班あって3カ所ずつやって、年に2回やるとなると6回やるわけですが、これは結構大変な作業ですし、この地域でもいろいろ現地への視察研修も行ってありますが、大体2回、多いところでも4回ということかなと思います。それを割

返してみますと大体1カ所で20人から15人ぐらいかなと思います。この辺の人数というのは、どういうふうに評価をされてみえるのかということとあわせて、ここで出される意見、要望が210とか、260とか随分多いわけですね。これを議会の中でまとめて政策討論となってくると、この政策討論会、分科会も全体会もありますが、これがどれほどの量の住民の意見をここで議題にされて議論が尽くされているのか。また、これも市民に公開されているのか、どういう場でこの議論がされていくのか。また、その中で発言をする議員の合意が諮られるものと、あるいは賛否を問うものとあるのかもしれませんが、市に提案をするときというのは、その辺の合意を得た上で提言することになるのかなと思いますと、この辺の政策討論会の進め方といいますか、内容をもう少しお伺いしたいと思っております。

○講師（目黒章三郎） まず、政策形成サイクルのことなんですが、二百数十というのは、これは質問も含めてだというふうに思います。

それで皆さん、お手元の資料の8ページに、具体的にどういうふうな言い方をされているのかということは、これは一番最初のころに市民から言われたことで、ここに書いてあります市議の人数、報酬を吟味したらどうかとか、あと議会改革に関してこういうことが出されているわけですが、これをここに書いてあるような大分類に分けていくということです。これが広報広聴委員会の役割ということでもあります。

それから人数ですけれども、15人前後、あるいは20人ぐらいというのは、少ないという見方もあるかもしれませんが、割と落ち着いた議論ができるということは感じています。ですから、これ以上少なくなっても困るなどは思いますが、これ以上多くなってもいいですけれども、でも今の20人前後のお話し合いがあっても、割と集中してできるかなというふうに思います。

あと、先ほども言いましたけれども、我々として心がけているのは、決して市民対議員というような対立構図に持ち込まないように心がけております。例えば1人の、ややマニアックな、あるいはクレーマー的な市民からばんばん言われたときは、ある程度言わせておいて、司会が「今、こういう意見が出ましたけれども、皆さんどうですか」と振るんです、参加している市民に。そうしたら「お前ばかりしゃべってるな」とか、あるいは「それは違うだろう」というような意見というのは結構出るようになりましたので、そういうことで参加している市民の一部対議会という、そういう対立構図にしないような心がけもしていますし、あるいはどぶ板側溝の話でも、今ですと場なれている区長さんなどは、何でもかんでも市に頼むと言ってダメだと、自分たちでできることはしないとダメだというような話もするような格好で、合いの手を入れてくれるようになりましたし、ついこの間の5月などは千葉県松戸市で、実は私はそこで学生時代を過ごしたんですが、あそこでは「すぐやる課」というのがありました。そういうものを市でもつくってくれというようなことを言いました。私は市長ではないので、そういうものがすぐできる、できないとは言えませんが、私が松戸市民だった経験で言うと、あれはいい面と悪い面両方ありましたよ。1つは、腰が重かった行政がすぐ対応してくれるようになったという意味においては、それは当時の松本 清市長がいいことをやったんだけど、一方で、その度が過ぎて、市に電話一本かければ何でもやってくれるという、市に対する依存体質の市民感情をつくってしまったと、そういうマイナス面もあ

りますよというようなことも私は言いました。それに対して、賛意を示してくれる市民の方もいましたし、ですから割と落ち着いたやりとりになってきたのかなというふうに思っています。

あと、政策討論会ですけれども、これはテーマを決めるわけですね。先ほども言いましたけれども、会津若松市のことですが、我々ない頭の議員ばかり集まっても、これはなかなか政策形成という形にいかないのだから必ずその専門家、大学教授が多いんですけれども、大学教授を年のうち2度、3度呼んで講義を聞いて、講義は聞きっ放しではなくて、その後日、政策討論会をやる。だから政策討論会は最低でも月に1回、あるいは2回、3回やる月もあります。一番簡単なのは講師を呼んで、その場で多少質疑をやる。ほぼ半日かけてやりますから、講師の講義と質疑応答、あと夜は講師と直会もありますけれども、それで帰ってもらった2週間後ぐらいには必ず議員同士で感想を述べ合う、そういうところから始めていますので、月に2回ぐらいが政策討論会というのは多いかなというふうに思います。それは分科会ですけれども。それで年のうちに2回、必ず全体会というものをやります。それで市長席に、第1委員会である総務委員会がこちらに座ります。残りの委員は、全員こちらに座っています。それで、今の第1分科会の政策討論会の進行状況を話します。それに対して質疑応答をして終われば自席に帰る、次に第2分科会の文教厚生委員会がこちらに座る、それを最低でも年に2回やって、その分科会だけでなく、それを全体化するという、そういう作業も政策討論会はしていますので、議場でやるのは政策討論会の全体会、あと各委員会でやるものを分科会と、そういう呼び方で進めております。

一応ホームページでは公開しているんですけれども、新聞記者は傍聴に来ますけれども、余り市民は全体会の傍聴には来ないですね。

○議員（工藤光雄） 時間もありませんので、簡単に質問させていただきますけれども、まずこの西尾市に永良町というところがあるんですが、そちらに加藤嘉明というお奉行の生まれなんですけれども、この方が会津若松藩の藩主だったということで、会津若松市と西尾市はかなり昔からご縁があるのではないかなというふうに思っております。そういったことで、議長のお話をさせていただきたいと思いますが、議長についてちょっとお考えをお聞かせいただきたいんですが、まずは先ほど議長選挙のときの執行部の話が出ましたけれども、まことにそのとおりでなというふうに私も驚いていたところなんですけれども、会津若松市議会は常任委員会に議長は属していないと思います。先ほどの説明の中にはなかったんですけれども、これはどういうことかということです。これは公平性を保とうということだと思えるんですが、その辺のお考えをお聞かせいただきたいということ。

それから、会津若松市議会の正副議長は会派に属しているんですけれども、その辺のところでも属すべきか、あるいは外れていた方がいいのか、その辺のお考え。

それから、会津若松市議会は7会派に分かれているわけなんですけれども、非常に細かく会派が構成されているわけなんですけれども、この会派そのものの存在ですね、これの必要性についてどのようにお考えなのか。議員全体会議でいろいろなことを協議しながら、議会としての活動といいますか、考えを議会に持ち込んでいくという考えであれば、何も会派にこだわることはないのではないかなとのお考えがあるのではないかなと思うんで

すけれども、その3点についてお願いしたいと思います。

○講師（目黒章三郎） 議長は、一旦は先にどこかの委員会には所属しなければならないんですが、うちは慣例で抜けます。それで議長は、委員会審議のときは各委員会を傍聴して回るような、そういうことが多いですね。ですから、1つの委員会に縛られるとそこだけになるので、後々の本会議などの流れを見るためにも抜けて、各委員会を傍聴して回ると。副議長は委員会に所属していますが、委員長の席の隣にはいよいよといまいと議長の席は必ず用意されております。

それから、会派に属するかどうかということですが、議長時代、私は属しませんで会派を一旦離脱しました。ただ、それは歴代議長の中ではまれなケースといえますか、初めてで、今の議長も会派に所属したままです。だからといって、自分の所属会派をえこひいきしているかという、そういうことはうちの議会では伝統的になかったですね。そういった意味では、まあまあ議会運営はきちんとしているかなというふうに思います。

それから、会派の必要性なんですけれども、私は必要性を認めます。どちらかというと中央の政党色そのままの公明党さんとか共産党さんとか、そういう会派もありますし、同じ保守系でも自民党系でまとまっている、あるいは民主系でまとまっている会派もありますが、しかし政党公認ないし政党推薦で議員になっている人は、数からすれば絶対数は少ないですよ。公明党さん、共産党さん、それから自民が1人ぐらいで、あとはほとんど無所属ということで立候補のときはしている傾向がありますが、そこで人間的に合う合わない、どうのこうので会派というものはなっているわけですが、でもうちの議会基本条例の中では、義務規定ではないけれども任意規定でもない、その中間ぐらいの会派の規定なんです。いずれにしろ政策を議論し合う、そういう基本的な集まりが会派だというふうに言うておりますので、例えば4つの常任委員会にいくときもなるべく会派の人は当然、満遍なく所属していますし、そのことが各委員会での審議を会派に持ち帰って最終本会議のときの態度に示すとか、そういうふうになっていますので、まさに会派というのは本来的には政策を討議し、もむ場であると、単なる人事のための野合ではないというふうに私は思っていますので、その本来的な機能を発揮するには会派の有用性はあります。

先ほど言いましたけれども、市民との意見交換会で1つの班が常任委員会もばらばら、会派も期数もばらばら、それで構成すると言っていました。これの私にとって予期せぬいい意味での副産物は、会派の垣根が低くなったということです。同じ30人の中でも会派室はばらばらなので、当然、皆さん顔は知っていても余りしゃべったことがないとか、そういう人が出てくると思うんですが、それが市民との意見交換会で、会派も期数もばらばらで、当然、委員会もばらばらですけれども、とりわけ市民との意見交換会で事前に三、四回打ち合わせします。当日は、「荒野の七人」という映画がありましたけれども、荒野の六人状態です。どんなふうにかんがめられるかわかりません。市民から来るのは会派とは関係ありませんから、そのときに固まって対応するのは、こちら側に座っている我々議員だけです。市民からさまざまな意見が出ますけれども、我々は問題意識を持って議員に立候補して当選させてもらっているわけですから、全く目新しいことというのは余りないです。議会の中で割と問題意識を持っていることを、市民からも改めて言われることが多いんですが、そういうことを討議し合います。ここでのルール

は、個人の、あるいは会派の報告会に来たわけではないので、議会として審議の過程は言うけれども、俺はこう思ったからこうなんだみたいな、そういう個人意見は言わないというふうにしています。参加者から個人意見を求められる場合も、我々はそういうふうなルールになっています。どうしても議員個人の態度なり意見を聞きたいならば、この会が終わってから立ち話でやってくださいと、そういうふうなルールにしております。

それで、市民との意見交換会が終われば、まさに直会で一献やりながらの反省会が多いので、そういうことで会派及び議員間の垣根が、思想信条まで一緒になるわけではないんですが、人間的なつながりがちょっとできてきて、会津若松市議会としての一体感が増すようになったのかなと、そういうことを思っています。これは予期せぬ効果です。

○副議長（颯田栄作） まだ質問があるようですが、本日の研修会を終了してまいりたいと思います。

閉会に当たり、神谷議長よりごあいさつを申し上げます。

○議長（神谷庄二） 目黒議員、本日は遠方よりお越しいただきまして、また長時間にわたり大変参考となるご講義をいただきまして、またさらに質疑にも的確に答弁されまして、どうもありがとうございました。

また、本日、傍聴にご参加いただきました市民の皆さん、近隣市議会の皆さんも最後までご聴講いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の講義を受けまして、西尾市議会としてやるべきことや、やらなければいけないこと、また各議員個人が西尾市の未来のために行動すべきことがはっきりしたのではないのでしょうか。私自身、今後の議会改革に係る議論を、さらに活発に繰り広げていく必要性を感じたところでありますし、本日の研修を、この場だけで終わらせてしまうのではなく、より有意義なものとしてまいりたいことを市民の皆様にもお約束をさせていただき、よりよい議会基本条例を制定してまいりたいと考えております。

今後とも、西尾市議会に関心を寄せていただき、ぜひ会議の折には足をお運びいただきたいと考えております。

最後に、改めまして目黒議員、傍聴の市民の皆さん、近隣の議員の皆さん、本日は誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（颯田栄作） ありがとうございました。それでは、講師の目黒議員が退席されます。盛大な拍手でお送りください。（拍手）

ありがとうございました。これもちまして議員研修会を終了します。

午後5時11分 閉会